

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2012.3. Vol.25

顧客相談 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『新規事業を立ち上げる際に検討したい「契約書の作成」』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『老舗企業から学ぶ、変化の時代における企業の心得とは?』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



上井草の法律手続アドバイザー
行政書士 銚立 榮一朗
(ほこだて えいいちろう)
事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引主任者
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：キャンプ、登山、サッカー
事務所代表者ブログを執筆中！
刺激をシェアしよう！ [検索](#)

<ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

3.11 東日本大震災から1年が経ちました。

この1年で人々の価値観が大きく変わったと感じています。食の安全、脱原発、絆(きずな)社会、ボランティアを通じた社会貢献など、今ではこれらのキーワードを目にすることが当たり前ようになってきています。

これらの価値観の変化は、人々の日々の行動はもちろんのこと、仕事に対する考え方や、企業のスタンスなどにも現れてきているように思います。

ビジネスパーソン・商人としては、顧客の価値観の変化を感じ取り、また、自身の価値観を顧客に対し表現することが大切なような気がします。

★ぜひ営業店の皆様でご利用ください。

<サポート事例>

『新規事業を立ち上げる際に検討したい「契約書の作成」』

商品の売買や金銭の貸し借りなど、法律行為を伴う取引を行う際に契約当事者が互いに法的な拘束力をもたせるために作成する契約書。普段から契約書に接している企業はともかくとして、中小企業は、業界の慣習の中で取引を行い特に契約書を作っていない場合が多いものです。

しかし、新規事業など、特に新しいビジネスモデルを立ち上げるときは、契約書の作成は検討すべきだと思います。なぜなら契約書を作成することで、法的なケアができるのみならず、作成の過程でビジネスモデルが整理されたり、与信管

理の方針など経営上の重要な改善点が見つかることがあるからです。

今回は、前回に引き続き若手経営者のサポート事例として、新規事業を立ち上げるごとに当事務所で契約書の作成サポートをさせていただいている、WEBプロモーションやSEO対策を活用した営業支援サービスを展開する株式会社A様の声をご紹介します。

■「完璧です。何も言うことありません(笑)」(契約書作成 練馬区上石神井 株式会社A様)

—ご相談する前、どんなことに困っていましたか？

BtoBの新規事業でインターネットを活用した営

つづき↓

＜サポート事例＞

営業支援サービスの提供を開始したところ、お客様から「契約書ベースで仕事をお願いしたい」という要望が増えてきていました。以前から契約書は自社で作っていたので、専門書の契約書ひな型から作成しようとしたのですが、新しいビジネスモデルなのでひな型にそのままあてはめることができなかった。これ以上自分で調べても時間がかかるし法的な問題もあるので、専門家を探して作成を依頼することにしました。

—何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？ また、依頼の決め手は？

以前、起業したときに行政書士にお世話になったことがあったので、契約書の作成をしてくれる行政書士をネットで探すことにしました。都心の事

務所は数が多すぎて絞りきれなかったので自宅のそばで探したところ、銚立さんの事務所のことを知りました。

扱っているサービスがインターネットを活用するサービスなので、ホームページを持っている事務所で、「インターネットとは」から説明する必要がある人というのが大前提でした。銚立さんの事務所のホームページは情報量が多かったので大丈夫だと思いました。

—実際に依頼されてみていかがでしたか？

完璧です。何も言うことありません(笑)。近々会社の増資手続きと住所移転手続きを行いたいと思っているので、その際はよろしく願います。

＜相談業務引き出しメモ＞

『老舗企業から学ぶ、変化の時代における企業の心得とは？』



『百年続く企業の条件
老舗は変化を恐れない』

帝国データバンク 史料館・産業調査部 編(著)
朝日新聞出版(2009/9/11)

戦争、災害、金融危機など、創業以来、幾多の危機を乗り越えてきた「老舗」と呼ばれる企業たち。

今回ご紹介するのは、あの帝国データバンクがま

とめた、日本が誇る老舗企業の調査ファイル。

「真面目に作りあげたものを、それを必要とする人たちに提供する。必要とする人たちの変化から目をそらさず、さらに求められるものを作り続ける。一言でいえば、それが老舗企業の永続の秘訣かもしれない。伝統は守るものではなく、日々新たに創り出すものだ」

「最初に出た芽を大切に育み、時代の流れにあわせながらも、ぶれないで、幹を太くすることで老舗企業は続いていくのだ」

など、老舗経営者が語る企業を永続させるための金言がこの新書に詰まっています。ぜひ手にとってみてください。

＜編集後記＞

今年も自分の確定申告をなんとか済ませることができました。独立してから3回目の確定申告になりますが、毎回作成に着手するのが申告期限ぎりぎりの時期。1年分の領収書、カード支払い、入金などを丸1日かけて一気に会計ソフトに入力します。PCのディスプレイと帳票類を行ったり来たりしながら数字と格闘していると寿命が縮まる思いです。来年は早めの準備で楽をしたいものです。

行政書士 銚立榮一郎事務所は、法律手続の助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

＜主要業務＞

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 外国人のお客様(入管手続)

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画についてもお気軽にご相談ください。

お気軽に
ご連絡ください!



行政書士

銚立榮一郎事務所

HOKODATE EIICHI LAW OFFICE

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-15

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> 銚立榮一郎事務所 検索

相談業務に役立つ小冊子
『間違いのない遺言書
の書き方 5つのチェック
ポイント』
無料請求受付中

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせください。